

平成 29 年 1 月 20 日

〒 590-8511 大阪府堺市堺区南瓦町 2 番 28 号 大阪地方裁判所堺支部執行係
電話 072-223-8427 Fax 072-223-1960

不動産の（強制）競売申立てに必要な書類について

申立書はなるべく午前中に提出してください。

- 1 管轄
大阪府堺市（全区）、高石市、大阪狭山市、松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、南河内郡に所在する不動産です。
- 2 予納金
90万円（案件により増額することもあります。）
- 3 申立手数料（収入印紙を申立書に貼付して納付してください。）
4000円（担保権または請求債権1個につき）
- 4 申立債権者宛ての返信用封筒1枚
92円切手を貼付した長形3号規格のもの。事務連絡文書、保管金提出書と振込依頼書などを郵送します。
- 5 登録免許税（確定請求債権額の1000分の4）
国庫金納付書で納付してください。
- 6 競売申立書
書式については大阪地方裁判所第14民事部のホームページをご参照ください。
担保権・被担保債権・請求債権目録は申立書に添付したもの以外に1通。
- 7 不動産登記事項証明書（発行後1か月以内のもの）
物件が土地・建物の一方のみの場合は他方の証明書、敷地権付区分所有建物の場合は敷地の証明書、更地のときは更地である旨の上申書が必要です。
- 8 最新の公課及び評価額が記載された公課証明書
- 9 商業登記事項証明書（当事者に法人が含まれる場合。発行後3か月以内のもの。）
- 10 住民票（債務者または所有者が個人の場合。発行後1か月以内で、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
- 11 破産管財人資格証明書（各当事者に破産管財人が選任されている場合。商業登記事項証明書に記載がある場合は不要。）
- 12 委任状（社員をその法人の代理人とするときには代理人許可申立書（委任状、社員証明書を添付。収入印紙500円貼付。））
- 13 特別売却に関する意見書
- 14 開始決定と同時に評価命令を発令することについての同意書
- 15 強制競売の場合は執行力ある債務名義の正本及び送達証明書

また仮差押からの本執行であるときはその旨の上申書および仮差押決定正本写し

- 1 6 続行決定申請書（対象物件に滞納処分の差押登記があるとき。正副各 1 通）
- 1 7 次の書類のコピーを下記の順で各 1 部ずつセットしたもの 2 組（図面の原本を提出されるときはコピーは 1 通で可。）

なお法務局に次の各図面の備付けのないときは、その旨の上申書を提出してください。

- ア 上記 7 の不動産登記事項証明書（更地のときは更地である旨の上申書）
- イ 上記 8 の公課証明書
- ウ 公図写し（登記官の認証のあるもの。縮小不可。建物のみの競売申立ての場合も必要。）
- エ 地積測量図（登記官の認証のあるもの。縮小不可。建物のみの競売申立ての場合も必要。）
- オ 建物図面・各階平面図（1 か月以内に発行された登記官の認証のあるもの。縮小不可。土地のみの競売申立ての場合も必要。）
- カ 物件案内図（住宅地図など。物件に目印）
- キ 債務者または所有者の商業登記事項証明書（法人の場合）